吉田松陰の実践的思想

、はじめに

議論を重ねるのではなく、物事の成敗、 という思想の現れであったと思われる。 徳三位の西下策、老中間部詮勝の要撃策などを策謀して身命 尊王攘夷を実践するため、とくに彼の晩年において、 幕開けを生きた先駆的な志士である。周知のように、 展開を促した重要な人物は多々あると考えられるが、 反逆的でかなり危険な人物だと思われていた。しかし、 あるものと思われた。また、幕府の立場からすれば、松陰は りの人々にとって、彼が取った種々の言行は無謀な愚行であ を賭するような言動を敢行した。当時、 日本が幕末から明治維新へと至るプロセスにおいて、 松陰が断行したさまざまな言動は、 吉田松陰(一八三〇~一八五九)は激動の幕末の舞台の 成功するどころか、逆に周りに危険をもたらすおそれが 一貫して彼の「諫死 弟子達など松陰の周 功利を考えずに先駆 「諫死」とは、 大原重 松陰は その中 その

と努めたのである。安政六年(一八五九)に行われた安政のて、当時の日本を西洋列強の脅威という危機から救出しようく、自らの生死を賭して尊王攘夷を実行に移すことによっ思想である。彼はひたすら学問の研鑚に没頭するのではなれは無駄死にならず、その死は必ず後継者を生み出すというけて実行し、たとえそれによって身命を失ったとしても、そけて実行し、たとえそれによって身命を失ったとしても、そ

張

惟

綜

大獄によって、松陰は三十年に満たない短い生涯の幕を閉じ

る。それらの中にはもちろん松陰の実践家、行動家という側で、
には松陰の志を継受して躊躇することなく尊王攘夷を実現しようと決起した。そして、こうした次から次へと立ち上がったうと決起した。そして、こうした次から次へと立ち上がったうと決起した。そして、こうした次から次へと立ち上がったうと決起した。そして、こうした次から次へと立ち上がったうと決起した。そして、こうした次から次へと立ち上がったうと決起した。そして、こうした次から次へと立ち上がったうと決起した。それらの中にはもちろん松陰の実践家、行動家という側には松陰の志を継受して躊躇することなく尊王攘夷を実現しよいが、彼の精神に感化された志士、とくに松下村塾の弟子達たが、彼の精神に感化された志士、とくに松下村塾の弟子達たが、彼の精神に感化された志士、とくに松下村塾の弟子達たが、彼の精神に感化された志士、とくに松下村塾の弟子達たが、彼の精神に感化された。

にあるのか、とくに「諫」という点に関しては、検討する余る。しかしながら、松陰の実践とその思想とが如何なる関係らに学問を実行で実現するという思想の特徴が闡明されていよって、松陰は学問を研鑚するより行動、実践を重視し、さ面に焦点をあてているものもある。そのような先行研究に面に焦点をあてているものもある。

地があるように思われる。

のな自己否定の思想であるだけでなく、それは現時点の状況 「死」は、単に死を直視した上で死に突入するという武士道 と解せられる。ただし、松陰の「死」を解釈する場合、彼の にとどまらず、それによって感化された他者が後継者とし にとどまらず、それは現時点の状況

「諫」を行おうとするときに、自己と他者との間に一線を

稿の目的は、こうした実践を支える松陰の否定の弁証論理を弁証論理として捉えることができるのではないだろうか。小を否定し、あるべき状態を目指して邁進しようとする否定の

究明することである。

対して一方的に、あるべき状態を想定しつつ現に在る相手を「諫」の実行者は終始自己の正しさを確信しており、相手に働かないように思われる。言葉を換えていえば、この場合、にとどまるため、自他関係において、相互媒介という機能が画すならば、「諫」める相手はあくまでも対象としての他者

うような思惟は、単に相手を否定するという状態にとどまるうような思惟は、単に相手を否定するという状態にとどまる求するのである。自己が正しく、他者が問違っている、とい否定してその欠陥を指摘し、さらに相手のあるべき様態を要

さらに「諫死」の根底に存する罪の意識を吐露している。これた激しい論争において、松陰は「諫死」の思想だけでなく、ある自己をも諫める対象とする「諫」こそが、より実践的であろう。むしろ、相手を諫めながら同時にその関係の中にものであり、真の進展、実践の達成を期することができないものであり、真の進展、実践の達成を期することができない

の論理を明らかにしてみたい。
両者の思想を再検証しながら、松陰の「諫死」における否定でって白熱した論戦を交わした松陰と黙霖の思想に注目し、に掲げた目的のために、第三部においては、勤王倒幕をめ「一筆誅姦権」論との間にある最大の分かれ目であろう。先

0

「罪の意識の有無はまさに松陰の「一誠感兆人」論と黙霖の

姿についての考えは、松陰の「国体」思想とすることができさらに、松陰の「諫死」の論理が目指す、日本のあるべき

統は儒学の「君臣の義」を日本の歴史に媒介することによっ 死」は日本の国体に基づいて形成された最も重要な忠誠のあ を守るために実践される。松陰は【講孟余話】において、「諫 に在る徳川幕府の武家政権を否定しながら、未来にあるべき る。これは、過去に在った天皇親政の政治制度に依拠し、現 ともに日本の国体も「諫死」によって護持されるのである。 結論からいえば、「諫死」は国体論理によって展開されると 日本の歴史に媒介することによって構成された論理である。 て形成された思想であり、海外雄略は儒学の「夏夷の弁」を 系の皇統と海外雄略を中心とする論理である。万世一系の皇 日本固有の歴史に媒介することによって構築された、万世 り方であると指摘している。松陰の国体思想は儒教的経学を 日本を創出しようとする思想である。松陰の「諫死」は国体 したがって、小稿の第四部分においては、松陰の「諌」と国 否定しつつ同時に肯定する論型であるといえる。

鯟

体の関係について、討究を行ってみたい。

していることが我によって自覚され、「諫」を行うことによっ の関係において、あるべき汝、あるべき自他の関係性が欠如 「汝」とはどのような関係にあるといえるだろうか。「我と汝 まず、「諫」が行われるとき、諫める「我」と諫められる

である。

の関係性に対して、何の疑問、矛盾も抱懐していなければ、 請する論理であるといえよう。もし、目下の汝、「我と汝」 とによってさらにあるべき様相に向かって邁進することを要 するのである。ここでいう否定とは、現時点にある汝乃至 て現在の様相を否定し、さらに当為とされる状態に導こうと **「諫」を実行する必要性がなくなる。したがって、「諫」は** 「我と汝」の関係を単に否定するものではなく、否定するこ

諫めて聽かれざるときは、則ち號泣して隨ふ。」とある。君 かれざるときは、則ち之を逃る。子の親に事ふるや、三たび られ、また「疎」の方法については、さまざまな解釈がある。 **【礼記】に「人臣爲るの禮、顋には諫めず、三たび諫めて璁** 一般的には、「諏」の対象は君主あるいは親であると考え

における上下関係では、絶対的な随順は求められていないの け入れなくとも、子は親に随順するしかない。すなわち、忠 方、親子関係、すなわち孝の場面においては、親が諫言を受 入れられなければ、君主を離れ去ることが許容される。 臣関係、すなわち忠の場面においては、君主への諫言が受け

ともに然るときは、君子ここに留まらざるなり。」と述べ、 は力をつくして身を修めて君の開悟をまつといへども、時勢 松陰が先師とする山鹿素行は「諫むることしばしばし、或

は、 に、 先述した儒学的な「君臣の義」に依拠し、己の去留を決定するという士道的な「君臣の義」に依拠し、己の去留を決定するという士道的な「君臣の義」に依拠し、己の去留を決定するという士道的な「君臣の義」に依拠し、己の去留を決定するという士道的な「君臣の義」に依拠し、己の去留を決定している。このように日本においては、山鹿素行のよう様している。このように日本においては、山鹿素行のよう様に見られる「諫」の思想もあることに留意しなければな出きが君主に受け入れられなければ、留まる必要がないと主

では、松陰は如何なる「諫」の思想を有しているのであろでは、松陰は如何なる「諫」の思想を有しているのである。」という葉隠的な忠誠観に類似する論述を開陳していたが。「礼記」にあるような論点や山鹿素行の忠誠観に対しておと国を離れて他の君主に仕えることと同様だと主張しており、さらに「君君たらずと云へども、臣以て臣たらざるべいり、さらに「君君たらずと云へども、臣以て臣たらざるべいらず。」という葉隠的な忠誠観に類似する論述を用とするといってなれ。」という葉隠的な忠誠観に類似する論述を開陳しているのであろっか。」という葉隠的な忠誠観に類似する論述を開陳しているのである。

松陰は当時の江戸時代の位階制度を無視して身分を僭越して書を呈するという直諌を否定する『葉隠』の論点に対して、な相違点がある。すなわち、身分の格差を無視して君主に諌しかし、松陰の「諫」の思想には葉隠的な「諫」と決定的

という上書を呈出したことが挙げられる。用猛と言われる、浪人の身分を僭越して藩主に「将及私言」を実践した例として、嘉永六年(一八五三)に松陰の第二回君万民」の思想につながると考えられる。そして、自らそれるような思想は、一君即万民、万民即一君という松陰の「一の「諫」の実行を是認するのである。この位階制度を超克すの「諫」の実行を是認するのである。この位階制度を超克す

問へるに答ふ」の一文において、彼は忠について次のようにを重んじており、弘化二年(一八四五)に書いた「人の忠をところで、松陰は年少の頃、すでに忠誠行為における「諫」

所見を披瀝している。

實を以てすれば、即ち忠なり。然れども其の効、知者に實を以てすれば、即ち能はず。曰く、恐者力を盡すに亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、亦なり。縱令功名高大なりと雖も、實を以てせざれば、即方忠なり。然れども其の効、知者に書いて知る。一世之以及之。

大道を學ぶべし。 全く能はず。然らば則ち大忠を盡さんと欲すれば、 歯に

これは実、すなわち、自らに内省的真実の心があるかどうか 否定し、あるべき汝を提起することである。忠を「実を以て は、我がまことを以てして世間の誉れを希求することではな を悪から善へと導くという「敬」とに着目し、忠疎が重要で のためにするものではない。具体的な実践の場面において その忠誠が実に基づいて行われなければ、これは忠ではない 忠誠を尽くすことによって功名を獲得したとしても、もし、 を問う、ということであると解せられる。世間からみれば、 する己の欲を斥けることを、自らに課さなければならない。 れば、忠であろうとするならば、世間の名誉を追求しようと と汝」という関係から思惟すれば、「諫」とは現に在る汝を いと主張している、ということである。先述したように、「我 あることを松陰は主張している。留意すべきは、松陰は忠と して功名の為めにせざるの謂なり」とする松陰の論述からす 君主を勧説して善道を実践に移すという「恭」と、君主 忠とは実を持ってするべきものであり、世間の名聞

6

の思想によって買かれていると解せられる。こうした松陰の の意味からすれば、松陰の「諫」の思想は彼独自の自己否定 らに内省的真実の心の有無を問うべきであるとしている。こ うに松陰は、忠にも、そのあらわれとしての「諫」にも、 るかどうかを問うべきであると考えているのである。このよ あるべき汝を提起する前に、自らの内に内省的真実の心があ る汝を否定し、あるべき汝を提起することであるが、松陰は あると見なされている。先に述べたように、「諫」は現に在 「諫」の思想における自己否定の論理を究明しようとするな 「諫」はこうした忠のあらわれとして、最も重要なもので 松陰と黙霖との思想論争を取り上げなければならない。

三、「一筆誅姦権」論と「一誠感兆人」

を紹介する必要があろう。市井三郎氏は『思想からみた明治

松陰と黙霖との論争を論ずることに先立って、

黙霖の思想

維新】において、黙霖が松陰に山県大弐が著した【柳子新論』 る。周知のように、山県大弐は明和四年(一七六七)に反幕 ―黙霖―松陰という革命思想の系譜に位置づけられるとされ したと指摘している。氏の論説からすれば、松陰が山県大弐 を紹介し、それによって松陰の一君万民思想の純化をもたら

府の言動があるという疑いによって徳川幕府に死刑に処せら

ではないといえよう。

と松陰は述べている。したがって、内省的真実の心がないか

如何に忠誠を尽くしたようにみえても、これは真の忠

夷をして足利氏の曠職の如くならば、直ちに是れを廢するも夷をして足利氏の曠職の如くならば、直ちに是れを廢するも夷を改二年(一八五五)の七月に『講孟余話』の中で、「征入弐の『柳子新論』を紹介したが、幕府を架・紂に擬えて反幕府政権を論ずる『王覇の弁』を著れば、たとえ君主であっても挙兵してそれを討伐することあれば、たとえ君主であっても挙兵してそれを討伐することあれば、たとえ君主であっても挙兵してそれを討伐することが認められる、という革命的な理論が明白に説かれている。山県大弐の『柳子新論』を紹介したが、幕府政権について松陰は大弐の『柳子新論』を紹介したが、幕府政権について松陰は大弐の『柳子新論』を紹介したが、幕府政権について松陰は大弐の『柳子新論』を紹介したが、幕府政権について松陰は大弐の『柳子新論』に『荷も害を天下に為すれた。彼の著述である『柳子新論』に『荷も害を天下に為すれた。彼の著述である『柳子新論』に『荷も害を天下に為すれた。彼の著述である『柳子新論』に『荷も害を天下に為すれた。彼の著述である『柳子新論』に『荷も害を天下に為すれた。彼の著述である。

だから、現にあるまじき武家政権を倒し、あるべき天皇親権が存在すること自体が中国の桀・紂が行っていた悪政と同等前述したように、黙霖は、覇者である武家政権の徳川幕府ち入らないことにする。

を究明する絶好の資料となるため、次に両者の論戦を論究すを究明する絶好の資料となるため、次に両者の論理である。この論戦は松陰の「諫死」の思想とその否定の論理医に幕府を倒すのではなく、あくまでも幕府を諌めることを座に幕府を倒すのではなく、あくまでも幕府を諫めることを座に幕府を倒すのではなく、あくまでも幕府を諫めることを座に幕府を倒すのではなく、あくまでも幕府を諫めることを正規政の政権を肯定すると述べてはいるが、彼の主張は即である。この論戦は松陰の「諫死」の思想とその否定して昔日のである。この論戦を論究する。

めぐってお互いに真摯な態度で議論し、書簡が続々と往来しなかった。その後、この二人は安政三年の八月に勤王倒幕を埋解することが深くなかったため、文通はそれほど頻繁ではと黙霖との接触のきっかけであった。当初は、両者は互いに松陰に会いたいと思い、蕭海に紹介を依頼した。これが松陰松陰に会いたいと思い、蕭海に紹介を依頼した。これが松陰を政二年(一八五五)九月に萩の友人、土屋蕭海の下を訪安で

まずは、松陰から黙霖に宛てた八月十五日付けの書簡にお

たのである。

の倒幕思想の形成とその変化についての討究にはこれ以上立想にある否定の論理を究明することであるので、ここでは彼

関する先行研究は数多くあり、

また、小稿の主題は松陰の思

幕の思想はまだ前面に出てきてはいない。松陰の倒幕思想にも疎幕論という主張にとどまっており、幕府を覆すという倒あるのではあるが、『講孟余話』を通じては、彼はあくまで

てもかまわないとの言論を発していた。このように安政二年可なり。」という、もし幕府が職務を怠れば、幕府を撤廃しい。

る。

(一八五五) の段階で松陰には倒幕を肯定するような言及は

論駁している いて、 黙霖の「一筆誅姦権」論について、 松陰は次のように

遽に念を斯の世に絶つを得んや。 ② じうす。而して僕の志す所と大いに異なり。僕廢せらる ず。余一筆もて姦懽の士を誅し、忠孝の冤を雪ぐあらん と雖も、未だ酉山に餓ゑず、未だ東海を踏まず。安んぞ のみ」と。上人の志す所は、蓋し夷齊魯連と其の趣を同 も、風俗頽縻の世に生まれて、之れを奈何ともすべから 去冬の書に云はく、「縦ひ其の人をして感悟せしむと

要するのは、松陰が黙霖を伯夷・叔斉・魯仲連に擬している、 霖の「一筆誅姦権」論の論旨がうかがえる。そして、注意を よって幕府に刑罰された忠孝の士の冤罪を晴らそうとする黙 正当化した悪人を誅し、尊王斥覇の大義を唱道することに たとえ人を感悟させたとしてもどうにもならないから、 上の内容によれば、大道がすでに廃れている現世においては、 陰に宛てた書簡であるが、今日に伝わっていない。だが、以 とするときに、父である文王が未だ葬られずにおり、 ということである。伯夷と叔斉は、武王が紂王を征討しよう を以て天皇から政権を盗んだ幕府あるいは幕府政権の存在を **去冬の書というのは、安政二年(一八五五)に黙謀から松** また臣

めながら、自身がこの現にある関係性に存することを念頭に る。松陰は徳川幕府が政権を掌握しているという現状を見つ 現を力説しているが、黙霖の場合は松陰と違って現実に存立 する一人であることを看過しているからである。したがっ 現にある政権を否定しつつも、自分もその共同体の中に存在 ず、その後紂王を討ち取って天下を手に入れたが、こうした 下である身分を以て君主の紂王を征伐する、という行為が不 に、黙霖が持たない「罪の意識」が松陰に存する理由がある。 置いた上で、「諫」を行うのである。ここに、後述するよう わばそうした関係性の外側から姦権を誅するとするのでぁ している徳川武家政権と自身との関係性を問うことなく、 て、黙霖も松陰も現にある状態を否定してあるべき状態の実 陰が黙霖をこの三人に擬える所以は、黙霖がまさにこうした 潔さを固持して死という道を選んだ、ということである。松 して自らがそのあるまじき状態と一線を画し、己の正しさ、 んだという。三者の共通点は、いずれも現にある政権を否定 に迎えようとすることに反対し、最後に身を東海に投げて死 てついに餓死した。また、魯仲連は趙・魏が秦を連盟 王朝を否定し、周の粟を食うのを潔しとせず、首陽山 武王の行為を恥だと見なす伯夷と叔斉は、武王が樹立した圕 孝不忠であると武王を諫めた。武王は彼らの諫言を聞き入れ の盟主

ところで、松陰は次のように論駁を続けている。

に饑ゑ、東海を踏むとも、今日の天下に補するなし。西山では、東海を踏むとも、今日の天下に補するなり、西山の武士を誅し、盡く今の僧徒を誅して、而る後王室を再が必ずしも誅せざるなり。〔中略〕然らずして、盡く今安んぞ盡く誅すべけんや。然も皆王民なり、王臣なり、正臣なり、正臣なり、正臣なり、王臣なり、王臣なり、王臣なり、王臣なり、曹は、曹と上人と亦其の一に居る。八洲を回視するに、僧して僕と上人と亦其の一に居る。八洲を回視するに、僧して僕と上人と亦其の一に居る。八洲を回視するに、僧して僕と上人と亦其の一に居る。八洲を回視するなし。而

ることを自覚している、という点である。この点は松陰が自ることを自覚している一方、同時に天皇の臣民でもあならないというわけでもないし、仮に全部を誅しても天皇親ならないというわけでもないし、仮に全部を誅しても天皇親ならないというわけでもないし、仮に全部を誅しても天皇親ならないというわけでもないし、仮に全部を誅しても天皇親ならないというわけでもないし、仮に全部を誅しても天皇親ならないというわけでもないし、仮に全部を誅しても天皇親ならないというおはでもない、と述べている。留意に値するのは、松陰は自らが徳川幕府という武家政権の枠組みの内にと武士を尽く誅することなどそもそも不可能であり、また両と武士を尽く誅することを自覚している一方、同時に天皇の陸にある。この点は松陰が自ることを自覚している、という点である。この点は松陰が自ることを自覚している一方、同時に天皇の陸にある。この点は松陰が自ることを自覚している一方、同時に天皇の陸にあるが、と述べている。日に大いるととを直視することを自覚している、という点である。この点は松陰が自る松陰は、何も働かない武士と信任を国の教責していることを直視することを自覚している。

問題につながる。さらに、十八日に松陰は黙霖の過激な倒幕覚した罪の意識がどのような構造を持つものであるかという

論に対して、次の所論を展開している。 づ我が大夫を諭し六百年の罪と今日忠勤の償とを知 ざること多し。實に大罪をば自ら知れり。我が主六百年 するなり。然れども六百年來我が主の忠勤も天子へ竭さ 奉公するなり。吾れ等國主に忠勤するは即ち天子に忠勤 練磨するなり。毛利家は天子の臣なり、故に日夜天子に が主人も同罪なり。己れの罪を閣きて人の罪を論ずるこ の罪を諫めずして生を偸む。されば征夷と同罪なり。我 今幽囚して征夷を燤るは空言なり、且つ吾が一身も征夷 が志を繼ぐの士をば後世に残し置くなり。子々孫々に至 迄なり。 し此の事が成らずして半途にて首を刎ねられたれば夫れ 前罪を悉く知らしめ、天子へ忠動を遂げさするなり。若 人々をして悉く此の義を知らしめ、夫れより幕府をして せ、又我が主人をして是れを知らしめ、又主人同列の 來の忠勤を今日に償はせ度きこと本意なり。 〔中略〕 先 り候はばいつか時なきことは之れなく候。今朝の書に 「一誠兆人を感ぜしむ」と云ふは此の事なり。 〔中略 僕は毛利家の臣なり、 若し僕幽囚の身にて死なば、吾れ必ず一人の吾 故に日夜毛利に奉公することを

比干一人のみ。かざれば諫死する迄なり。三仁の中にて僕が師とするは とは吾れ死すともなさず。 〔中略〕他日主人を諫めて聞

あり、藩主は天皇の臣下であるため、天皇に忠義を尽くすべ 武士は藩主の臣下であるため、藩主に忠義を尽くすべきで

ずる罪を藩主に幕府に知らせた上で、あるべき尽忠の道に導 としての私は、こうした天皇(皇国)への尽忠の欠落から生 ぶという現実があり、それ自体が大罪にほかならない。武士 配が続き、天皇(皇国)に忠誠を尽くさないこと六百年に及 とって、君主の毛利家に忠誠を尽くすことはすなわち天皇 きであると松陰は述べている。すなわち武士である松陰に (皇国) に忠誠を尽くすことである。しかし、武家政権の支

のは諫死を成し遂げた比干一人であると松陰は述べている。 ど、私には死んでもできない。藩主を諫めて聞かれなければ、 無論同罪である。已の罪を無視して他人の罪を咎めることな 状態を要請することが完遂できなければ、必ず後継の士に吾 死ぬまで諫めるのは本望であり、私が師として敬慕している が志を伝え、さらに「諫」を続行させるのである。これが かなければならない。もし、私が獄中で死んで、そして私の 「一誠感兆人」である。今、藩主と征夷の罪を諌めない私も 「諫」、すなわち藩主に幕府に罪を自覚させて正しい尽忠の

> ಕ್ಕ においては、矛盾が生じないか、という問題である 藩主―天皇という位階的な構造において、忠誠を尽くす場面 のか、次に松陰が考えている尽忠の図式からすれば、武士― 以上を分析すれば、二つの大きな問題点があると考えられ まずは、松陰が吐露した罪というのはどういう意味のも

その一つめは、徳川幕府という武家政権においては、 について、二つの罪の意識という解釈があると考えられる。 される天皇(皇国)への尽忠が欠如していることによって醸 前述した引用文から考えれば、松陰が自ら披瀝している罪 当為と

武家政権と天皇親政との是非を自覚させなければ、こうした らず、他者と同じく武家政権の世に生きているため、他者に 松陰は、武家政権の非と天皇親政の是を自覚したにもかかわ 陰は、天皇(皇国)への尽忠の欠如から醸成される罪、すな 同じく武家政権の世に生きている他者にその罪を自覚させな る。そして、たとえ松陰自身がその罪を自覚したとしても、 であり、換言すれば、これは存在論的罪ともいえるのであ を受けて武家政権の非と天皇親政の是を自覚しないという罪 成された罪である。二つめは、あるまじき武家政権の世に生 よって形成される罪を背負っている。同時に、王民としての わち君主、幕府にとっての罪を適切に「諫」をしないことに いかぎり、自らも同罪でなければならない。武士としての松

松陰の

存在論的罪を背負わなければならない。したがって、

う見解は正確であり重要であるが、同時に共同体における罪しているからこそ、「諫」の論理、実践が成立できる、とい 陰のような罪の意識はないため、共同体と個との相互媒介と 確かに、 とする「諫」の論理の構造をも見逃してはならないのである。 から生じた己の罪を凝視し、さらにこうした罪を解消しよう た人々をも含めている、ということがうかがえる。松陰の ば、彼の「諫」の対象は君主にとどまらず、当時の日本にい 陰が一生涯において行ったさまざまな言動に照合してみれ 皆その対象にあてはまるといわなければならない。実際、 とすることは、同時に他者をも諫めるものだといえよう。 に覚醒させることとを後継者の士を含む他者に継受させよう ち天皇(皇国)への尽忠と、武家、皇室の政権の是非を人々 るようにみえるが、身命を失ったとしても、己の志、すなわ らすれば、一見、「諫」の対象は君主と幕府にとどまってい 人」論は黙霖の「一筆誅姦権」論より、 いう機能を持つことはない。したがって、松陰の「一誠感兆 の「諫」の対象は君主だけでなく、この日本に生きた人々も いうあるべき状態に導こうとする思想である。松陰の言論か 「諫」を論究する場合、人間の性善を一抹の疑いもなく確信 (皇国) への尽忠と武家政権の非、天皇親政の是への覚醒 はこの二つの罪の意識に基づいて発動される、 黙霖の筆誅論も一種の「諫」の論理といえるが、 現実を見据えたもの 天皇 彼

> であり、実践的であるといえよう。 であり、実践的であるといえよう。

補強しあっていると思われる。さらに、仮に矛盾が生じたとしない。発生するどころか、むしろこの二つの尽忠が相互においては、藩主への尽忠と天皇への尽忠との間に矛盾は発生う問題である。まず、松陰の言論に即して考えれば、松陰にるか、また、もし矛盾が生じた場合、解決策があるか、といるに、松陰が述べている位階的尽忠の構造に矛盾が生じう次に、松陰が述べている位階的尽忠の構造に矛盾が生じう

君主だけでなく他者をも含める、という二点は比干の「諫死

には見られないといわざるをえない。

て正しい尽忠の道に導くのである。矛盾を解消することができるのである。つまり、「諫死」によっしても、松陰の究極の尽忠行為である「諫死」によってこのしても、松陰の究極の尽忠行為である「諫死」によってこの

のである。ただし、松陰の「諫」は自己否定の思想に基づく「諫」を実践することによってあるべき状態に導こうとするを否定することを意味するのであり、したがって、松陰は意識である。こうした罪を自覚すること自体が、現下の状態とくにわれわれの目を引くのは、松陰が自ら披瀝した罪のとくにわれわれの目を引くのは、松陰が自ら披瀝した罪の

がはたらいているといえる。

理想の状態を実現させようとするのである。「諫死」を全うすることによって他者に己の志を継承させて川幕府や藩主が犯した罪を自身に引き受けるにとどまらず、定によって、松陰は天皇(皇国)に忠誠を尽くしていない徳をの内省的真実の心を確認することである。こうした自己否ものであり、他者を諫める前にしなければならないのは、自

四、諫と国体論

に対しているわけではないということである。 「国体」と言うとき、彼がただ日本の理想の姿(未来)を想 が、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が に関心を深めた。「諫」はその歴史の中で実践されるも のである。「諫」は、現に在る汝を否定し、あるべき汝を提 のである。「諫」は、現に在る汝を否定し、あるべき汝を提 のである。「諫」は、現に在る汝を否定し、あるべき汝を提 のである。「諫」は、現に在る汝を否定し、あるべき汝を提 のである。「諫」は、現に在る汝を否定し、あるべき汝を提 のである。「諫」は、現に在る汝を否定し、あるべき汝を提 のである。「諫」は、現に外敵と対抗する手段を模索し

絶対的忠誠が挙げられる。これは、万世一系の皇統を賛美すれば、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思い、日本の国自体でもある。ここで注意すべきは、松陰が思います。

て見なしている点に注意すべきである。たとえば『講孟余話』未来として指定しているだけではなく、過去の日本の姿としある。このような国体のあり方を松陰はただ実現されるべきると同時に、天皇(皇国)への絶対的忠誠を強調するもので

の中に次のような一文が見られる。

あると見ている。

医なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ民程尊き者はなし。 世の君民は開闢以來一日も相離れ得るものに非ず。故に 世の君民は開闢以來一日も相離れ得るものに非ず。故に 世の君民は開闢以來一日も相離れ得るものに非ず。故に 世の君民は開闢以來一日も相離れ得るものに非ず。故に 君あれば民あり、君なければ民なし。 又民あれば君あり、 君なければ君なし。 民なければ君なし。 民なければ君なし。

に示されているのである。さらに、この一文における「君」去において実践されていたと松陰が認識している証左がここではないと指摘されている。つまり、あるべき君臣関係が過て議論された君臣関係は、「開闢以来一日も相離れ得るもの」先に松陰における「諫」の思想を見たが、そこで中心とし

るのである。松陰は現在をその連続から逸脱している状況に以来」(過去)から連綿と続くべきものとして把握されていてあるべき汝、あるべき日本の理想の姿(未来)は、「開闢君臣関係が想定されているのである。このように、松陰にとっとは天皇を指しており、天皇を「君」、人民を「臣」とした

表しく惟んみるに、天祖統を垂れ、天孫繼承したまひて、神武に至り、神州の基成れり。至治千七八百年にして、事勢始めて變じ、天下すなきこと二百餘年なり。前の千七八百年は、小亂なきに非ざれども、而も概して之れを七八百年は、小亂なきに非ざれども、而も概して之れを七八百年は、小亂なきに非ざれども、而も概して之れを七八百年は、小亂なきに非ざればなり。後の六百餘年は、大治なきに非ざれども、而も之れを至治と謂ふな得ざるは、權、朝廷を去ればなり。有志の士、天孫繼承したまひな、朝權を収復し、至治を馴致せんと欲す。

眼前に在る幕府の武家政権は、乱を治めることができているである、すなわち「至治」だと考えているのである。松陰の発するしないに関わらず、権が朝廷にあることがあるべき姿治」ではないと松陰は述べている。つまり、松陰は、乱が勃朝廷に権があれば「至治」であるが、そうでなければ「至朝廷に権があれば「至治」であるが、そうでなければ「至

ている。それは回復することであり、同時に、創造すること らの連続、すなわち「至治」に戻すべきであると松陰は考え 現在は過去からの連続から逸脱した状況にあり、その過去か としても、それは「至治」ではないのである。以上のように、 である。このような現在において実践すべきものが、「諫」 来に実現するべく、現在、実践すべきであると考えているの なのである。松陰は、過去に実践されていた「至治」を、未

であり、同時に、現在においてその実現に向けて実践される り、武家によって権を奪取されるまでの日本の国の姿(過去) べきものなのである。その実践が「諌」なのである。 松陰にとって国体とは、実現されるべき理想 (未来) であ なのである。

五 おわりに

の出來ぬ男が決して人を死なす事は出來ぬぞ。」と叫ぶ松陰 て死んで見せたら觀感して起るものもあらん。」、「自ら死ぬ事 を実現しようとする実践的思想である。松陰が取った種々 する思想である。これは、日本のあるべき姿、すなわち国体 な尽忠行為にほかならない。したがって、「我が輩皆に先驅 の、当時の常識からすれば過激な言動は、まさに「諫死」的 松陰の「諫死」は、個人の死によって他者の「生」を要請

> こうした「諫死」における、死即生、生即死という弁証法的 者に「尊王攘夷」という志を継受させ、さらに理念を実現さ せようとする熱望、すなわち「生」につながったのである。 は、常に自らの死を覚悟して言行を行った。彼の言行は、 他

け継がれ、実現するのである。 よって命を落とした。しかし、彼の志は維新の志士たちに受 松陰は安政六年(一八五九)十月二十七日、 つまり、松陰の生涯そのもの 安政の大獄に

論理こそが松陰の実践的論理なのである。

が彼の「諫」の思想なのである。

※小稿における吉田松陰の著述からの引用は、 はそのまま用いる。 **房版「吉田松陰全集」** (初版) に拠る。引用の際、 すべて大和書 旧漢字

注

- <u>1</u> 田中彰氏は「吉田松陰 ○○一年)において、時代の移り変わりにともない、松陰の描か れ方も変化していると指摘している。 ―変転する人物像― 』(中央公論社、1
- その代表的な先行研究として、奈良本辰也氏の『吉田松陰』(岩波 草鵲房、一九七五年)とが挙げられる。 書店、一九八八年)と松本三之介氏の『日本政治思想史概論』(勁
- 世の君に事ふることを論ずる者謂へらく、功業立たざれば國家に 拙稿「吉田松陰の死生觀」(「臺大日本語文研究」第八号所収、 満大學日本語文學系、二〇〇五年)を参照されたい。

4

3

2

79

第三巻、二四頁のように略記する)。傍線は筆者。 二四頁。以下、この『全集』からの松陰の著述の引用は、『全集』 口県教育会編『吉田松陰全集』大和書房、一九七三年、 云ふなり。然れども此の論、是れ國體上より出で來る所なり(山 歳へかけて其の忠たる、豈に擧げて敷ふべけんや。是れを大忠と なるなり。然れば其の身に於て功業名譽なき如くなれども、千百 あり。遂に其の國風一定して賢愚貴賤なべて節義を崇尚する如く はず、永く後世の模範となり、必ず其の風を觀感して興起する者 に遇へば其の身は功業も名譽も無き如くなれども、人臣の道を失 るも可なり、幽囚するも可なり。饑餓するも可なり。是れ等の事 を正して利を計らずとこそ云へ、君に事へて遇はざる時は諫死す 益なしと。是れ大いに誤なり。道を明らかにして功を計らず、義 第三卷、

- 5 抓稿「吉田松陰の国体思想」(『淡江日本論叢』第一三輯所収、台 だと考えられる。 ではない。むしろ、海外雄略はあくまでも日本の国防という立場 から、松陰が展開した、当時の西洋列強に対抗しようとする思想 ターとして扱うとき、これは松陰を海外侵略の主張者とする意味 照されたい。ここで海外雄略を松陰の国体思想の一つのファク 湾・淡江大学大学院日本研究科日本語学科綱、二〇〇五年)を参
- 6 【十三經注疏 上」(集英社、一九八二年)に拠った。 二四三~二四五頁、参照。訓読は「全釈 10 禮記注疏 (上)」 (新文豊出版社、二〇〇一年) 漢文大系 12
- 7 **「山鹿語類 第二巻」(国書刊行会、一九一一年)四一頁**
- 8 思想2]所収、雄山閣、一九七五年)において、『葉隠』における 古川哲史氏は「近世武家の思想」(『日本思想史講座 5 ような身分を僭越する行為は許容されないとされる。 一の思想に着目し、その思想を細論している。氏の指摘によ 家老という身分を持たずに、直接君主に練言をするという 近世の
- 9 **「全集」第三巻、二四~二五頁。**
- 10

- 第三巻、一七二頁。
- **「全集」第三巻、一七九頁。**
- **【全集】第一卷、四八頁。**
- 15 <u>14</u> <u>13</u> 12 11 市井三郎『思想からみた明治維新』(講談社、二〇〇四年)。
- 西田太一郎編集『日本の思想 17 山・山崎間斎・山鹿素行・山県大弐集』(筑摩書房、一九七一年) 一八頁。 藤原惺窩・中江藤樹・熊沢蕃
- $\widehat{16}$ 今日では、黙霖の『王覇の弁』を見ることができないが、安政二 **史観が推定できる(知切光蔵【宇都宮黙霖】大空社、一九九三年、** 道政治と、武家政権を覇道政治と見なしている、という黙謀の歴 を王道政治と覇道政治という二分法によって分け、天皇親政を王 糊の弁」の要約がうかがわれる。その長詩によれば、日本の歴史 年(一八五五)十二月に海防僧月性が黙察に贈った長詩から『王 一六八~一七二頁、参照)。
- 17 松陰は黙潔に『柳子新論』についてのことを聞かれて、「僕寡聞に を徴せん。」と返答している(「全集」第七巻、四三八頁)。 なりを詳かにせず。他日柳子新論なるものを讃みて以て上人の言 して大武の事當て幕府の斷罪文を一讚したるのみ、未だ其の人と
- **「全集」第三巻、五六頁。**

 $\widehat{19}$ 18

り、さらに勤王倒幕をめぐって黙霖との論争を行ったことによっ 子の革命思想を摂取することを通して、倒幕思想が萌すようにな 館書店、一九九五年)などが挙げられる。基本的には、松陰は孟 本思想史研究」十二号所収、東北大学文学部日本思想史學研究室、 摩書房、一九八六年)、岡崎正道氏の「吉田松陰の革命思想」 (『日 武彦氏の「われ聖賢におもねらず」(「王道と革命の間」所収、 松陰の倒幕思想に関する先行研究は数多くあり、たとえば、野口 の天命を「天朝の命」に置き換えることで、「天朝の命」を受ける て、条件付きの倒幕論の確立に到達したのである。これは、儒教 一九八〇年)、郭連友氏の「日本における孟子受容と吉田松陰の **「革命思想」」(『日中文化交流史叢書 第三巻** 思想。所収、大修

- 容される、という主張である。という「大義」によって曠職の幕府を討伐することがはじめて許
- (2) たとえば、「急務策一則」(『全集』第二巻、三二頁)と「淨土真宗(2)たとえば、「急務策一則」(『全集』第二巻、三一九頁)
- 摩書房、一九八五年)、山岸紘一氏の『幕末国体論の行方』(砂子秋、一九六八年)、橋川文三氏の『橋川文三著作集 第二巻』(筑河上徹太郎氏の『吉田松陰 ―武と儒による人間像― 』(文芸春(1)松陰と黙霖との論戦に関する先行研究も少なくない。たとえば、
- 32、「全集」第二卷、四二七~四二八頁。22)「全集」第二卷、四二七~四二八頁。

屋書房、

一九九九年)などを挙げることができる。

- (23)「全集」 第七巻、四四二~四四三頁。 第(23)「全集」第二巻、四二八~四二九頁。
- (5)その代長りな別にしては、安文で手(一し宝し)の一(24)『全集』第七巻、四四二~四四三頁。傍線は筆者。
- 感悟させようとした事件を挙げることができる。一八四頁)と論駁し、さらに絶食を決行することによって彼らを一八四頁)と論駁し、さらに絶食を決行することによって彼らを、忠義をする積もり、諸友は功業をなす積もり(『全集』第八巻、忠義をする積もり、諸友は功業をなす積もり(『全集』第八巻、名の代表的な例としては、安政六年(一八五九)の一月、弟子ら恋」その代表的な例としては、安政六年(一八五九)の一月、弟子ら
- | 松陰は黙霖の「一筆誅姦権」論に対して、人間の性善を前提にしている。 | 保上人の獨行特立を悲しむには非ず、人の善に遷り過を改むる | ではいて、松陰の「諫死」という精神を支えるのは人間に対 | を変ぐ道理なるを悲しむなり。人善に遷らず過を改めずんば、一 | 大八年、三八 - 三九頁)において、松陰の「一誠感兆人」論 | 大小八年、三八 - 三九頁)において、松陰の「神では、一 | 大小八年、三八 - 三九頁)において、人間の性善を前提にし | 大小八年、一九六八年、松陰の「神でという精神を支えるのは人間に対 | 大小八年、一九六八年、七八 | 大小八年、大川の性善を前提にし | 大小八年、大川の性善を前提にし | 大小八年、大川の性善を前提にし

- (27) 【全集】第七卷、四四三頁。
- たという。
 しいの一般本紀第三」によれば、桑膚無道の紂王を見て、「人間の一般本紀第三」と言い、その心臓をえぐり出して見れ聞く聖人の心に七竅あり」と言い、その心臓をえぐり出して見れ聞く聖人の心に七竅あり」と言い、その心臓をえぐり出して見れ聞く聖人の一般本紀第三」によれば、桑膚無道の紂王を見て、「人
- ている。 「草書房、一九七五年、七一~八○頁、参照)において詳しく論じ(2)この問題については、松本三之介氏が『日本政治思想史概論』(勁
- 「全集」第三巻、三八三頁。
- 「全集」第二巻、四一九頁。傍線は筆者。

31

- (32) 「全集」第八巻、一八三頁。
- **「全集」第八巻、三二二頁**

人文社会科学研究科「哲学・思想専攻)(ちょう・いそう「筑波大学大学院博士課程